

## むつ市議会第226回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成27年12月10日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）10番 東 健 而 議員

（2）18番 齊 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）10番 東 健 而 議員

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	17番	富 岡 修
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（2人）

16番	半 田 義 秋	18番	斉 藤 孝 昭
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 管 理 委 員 会 長	新 遠 藤 雪 夫
代 監 査 委 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 括 監 視 官	花 山 俊 春
総 務 政 策 部 長	川 西 伸 二	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	柳 谷 孝 志	保 健 福 祉 部 長	畑 中 秀 樹
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆
協 行 協 行 管 理 課 長	白 尾 芳 春	計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹

選委會 事務局長	杉	山	重	行	委員長 局長	竹	山	清	信
農委 事務局長	工	藤	初	男	委員 局長	古	川	俊	子
公營企 業長道 局水長	川	森	浩	史	務部 課長	野	藤	賀	範
財政推 進部 策監	氏	家		剛	育会 局長	寺	島		誠
教委 副學 課	阿	部	謙	一	務部 課幹	中	村	智	郎
財務 課	吉	田		真	野 建設 局長	向	川		明
教委 事務 課	高	杉	俊	郎	育会 局長	柏	谷	圭	則
教委 事務 課	畑	中		涉	務部 課幹	栗	橋	恒	平

事務局職員出席者

事務局長	柳	田		諭	次	長	濱	田	賢	一
總括主幹	佐	藤	孝	悅	主	幹	小	林	睦	子
主任主査	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 一般質問を行います。

本日一般質問を予定しておりました齊藤孝昭議員が、体調不良のため本会議を欠席する旨の連絡がありました。したがって、本日通告しております一般質問は取り下げとなりますので、ご了承願います。

本日は、東健而議員の一般質問を行います。

## ◎東 健而議員

○議長（浅利竹二郎） それでは、東健而議員の登壇を求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） おはようございます。市誠クラブの川内の東健而であります。本日2人の登壇が1人になりましたので、ちょっと面食らってお

りますが、平成27年ももう12月半ばを迎え、あと少しになりました。ちまたでは、ジングルベルの音楽が鳴り響き、クリスマスの到来を待ち望んでいるかのようにあります。そして、議会でも新しい選良が決まり、2カ月が瞬く間に過ぎ去りました。今回は、2人の新人も加わり初めての議会であります。これからの4年間、市民の皆様のご支援を得て、私も再び市議会でお世話になることになりましたので、市長初め行政側の関係者各位には、引き続きよろしく願いしておきたいと思っております。

さて、今回の質問は、1点目は脇野沢小学校の移転にかかわる諸問題について質問いたします。

2点目は、財政問題ですが、来年の4月1日から当市の関係する手数料と使用料が値上げされます。これは、市民には全くの寝耳に水だと思えます。そこで、なぜ値上げなのかを理解しなければと考えました。ことしの3月に市長は、当市の財政力指数は0.376であると答えていました。この数字は、当市の財政的な体力が半分にも満たないことをあらわしています。この原因について、一概にこれだと判断はできませんが、500億円近い公債費の額にあるのではと考えました。これを減らさなければ財政再生団体に近づきます。特例債を使いたくても借金がかさむため、その活用も制限されます。そこで、今回は財政の中身がどのように構成されているのか、当市の財政が非常に厳しいとの観点から、その裏づけとなる普通交付税と市税収入、公債費の額、将来負担率がどうなっているのか考える意味において、今回は少し難解な質問になりますが、その仕組みについて伺いたいと思っております。

また、当市では、合併以来税金を納めていた多くの方々がお亡くなりになったり、当市から移転し激減しています。これが財政にボディーブローとして相当なダメージを与えています。人口減少

の加速で、これからもそれが続いていきます。市長には、将来を見据えた財政運営をお願いし、むつ市議会第226回定例会での一般質問を行います。

まず1項目めであります脇野沢小学校移転時の父兄からの要望についてであります。来年度から小学校の児童・生徒が現在の場所から新築中の小学校へ通うこととなります。先月の初めのことですが、私はこの現場を遠くから眺めてきましたが、鉄骨がようやく覆われてきたという感じがしていました。今は、もう完成が間近になっているのではないのでしょうか。これから脇野沢も川内中学校と同じに小中一貫校としての形を整えることとなりますが、場所は静かなところですので、大変よい環境に恵まれていると思ってきました。

しかし、今までの場所から一変し、村中心部を離れたところに移転することとなりますので、そこへ通うためにはいろんな問題が考えられます。その後の11月の中旬のことですが、私は仕事で脇野沢へ行きましたが、小学校入学児童となる子供のいるその家族から相談を受けました。児童が通う通学路が暗過ぎるから何とかしてくれとのことでした。

そこで、私は昼夜通学路を歩いて調べてみました。結果、いろいろな問題があることがわかり、教育委員会ではこのことを理解しているのだろうか、少し心配になり、今回の質問になりました。そこで、疑問点を整理して対応をお伺いいたします。

まず1点目であります。児童・生徒の通学時における配慮についてであります。今までは、小学校は村の密集地の近くにありました。今度は、歩いて川を渡り、国道を通り通学しなければならなくなります。まだ注意力も緩慢で、対外的にも危険としての自覚の乏しい子供たちが父兄から目の離れたところで生活することとなります。いつどのような事故に遭遇するかわかりません。いろん

な心配から、来年度からは、入学児童は父兄が付き添って通わなければならないようなことも考えられます。子供たちはどのような場所でも適応能力が旺盛ですので、何も心配ないかもしれませんが、どうしても不安が残ります。

教育委員会では、教育環境が変化する場所での児童・生徒の教育に対してどのように配慮し、対処しようとしているのかお伺いいたします。

2点目、国道脇の通学路の安全確保と対策についてであります。まず感じたのは、国道は頻繁に車が通行するという点であります。歩道に、はみ出しを防止する対策が必要ではないかと考えました。国道脇の通学路にガードレールやフェンスのような防護柵がなく大変危険です。特に冬場になると重機が動き出します。雪で通学路が狭まり、滑ったり転んだりする危険が増大します。国道沿いの児童・生徒の安全をどのように確保するのか、対策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目であります。通学路に潜む危険についての認識はということです。通学路の夜になったときの対応についてですが、LEDにかわった街路灯がNTT柱についています。しかし、まだついていないところもあります。特に国道と交差している入り口付近には街路灯がなく、急な坂道になって真っ暗です。現在そこを中学生たちが通っています。これからよちよち歩きの児童も通学することとなります。また、この場所は冬場になれば傾斜になっていますので、惰性で滑って走り出しそうになり、相当用心して渡らなければなりません。児童・生徒には足元が大変危険だと感じました。緩やかな階段や簡易手すり、少し明るい街路灯を増設すべきと考えます。教育委員会では、これらの予防的措置について想定しているかということでもあります。

次に、4点目、野生動物との遭遇対策について。

学校から国道に通じる通学路の距離が少し長いように感じました。途中で民家が点在し、夜になれば街路灯がついていますが、大きな樹木に囲まれ、1人で歩くのは物騒な気がしてきました。特に大型動物との遭遇が懸念されます。

ご存じのことと思いますが、2年前、川内で通学路に熊が出没して、父兄が学校まで子供を迎えに来たり、先生がガードマンになって児童・生徒を送り迎えしたこともありました。中学生と違い、この通学路をまだよちよち歩きの児童が通うことになります。このようなことへの配慮と対策も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

私は、仕事で訪れた脇野沢で、児童のための対策をという父兄からの相談を受けたことから、これから移転する小学校の児童・生徒の抱える問題を質問いたしました。このほかにもいろいろな問題が出てくるものと思います。子供たちが安心して勉学に励むためには、想定される危険や不慮の事故は未然に防がなければなりません。財政難の折ではありますが、教育は百年の大計と言われる。財政の支出を惜しんではなりません。教育には安全安心を最優先にして取り組んでいただきたいと考えます。

以上、4点について、教育委員会委員長はどのように考えているかお伺いいたします。

次に、2項目め、財政問題についてお伺いいたします。

1点目であり、来年度の地方交付税の算定見込みについてお尋ねいたします。財政が厳しいとの認識から、ことしの3月定例会で私は、財政問題で少し突っ込んだ質問をいたしました。その時点では財政力指数が0.376と半分にも満たないことがわかりました。いろいろと調べると、下北全体の自治体も大変厳しい状況にあるようです。

さて、今年度の地方交付税がどのくらい減額に

なるのか、それが市民にとってどのような影響を受ける見直しにあるのかわからないと思います。合併算定替については、昨年度までの10年間と今後の5カ年の見直しをお伺いいたします。

また、当市は今まで旧町村の地方交付税が考慮された交付税が交付されてきました。平成27年のことしから、合併市町村に対する特例措置である合併算定替の一部が削減されています。加えて財政問題について、別の角度からもう少しお伺いしたいと思います。

2点目であり、基準財政需要額についてお尋ねいたします。交付税制度の仕組みとその概要についてお聞かせください。普通交付税を算定するには、各市町村の基準財政需要額と基準財政収入額の差額を求めることが通例になっています。そこで、普通交付税の基盤となる基準財政需要額の仕組みについてご説明いただきたいと思えます。

3点目でございます。基準財政収入額についてお尋ねいたします。これは、当市の法定普通税収の見込額に75%を乗じて算出されることになっていますが、税収の落ち込みが大変厳しいとのことで、今回手数料、使用料等の値上げ議案が上程されました。税金を納めている市民にとっては、なぜこんなにも値上げするのか、情報開示されないと厳しさの程度がわからないと思います。そこで、基準財政収入額について、その概要のご説明をいただきたいと思えます。

次に、4点目であり、当市の財源となる税金の種類についてであります。税収の見込額と実際の税収は乖離があるようですが、当市では税として考えている項目はどれくらいあるのでしょうか。市民には直接の影響のない部分もあると思いますが、大ざっぱで結構ですので、市税の種類及び今後の収入の見込額についてお示しいただきたいと思えます。

次に、5点目であります。補正係数についてであります。税収の落ち込みが厳しいとの認識ですが、各旧市町村での特異性を考えた場合の当市の補正係数がどのようなものか、この詳細がよくわかりません。寒冷地などを勘案し算出する方法をとっていると思いますが、その補正係数とはどのようなものか、その概要をご説明いただきたいと思ひます。

次に、6点目、最後になりますが、旧町村の需要額の算定と普通交付税についてであります。私は、旧川内町出身の議員ですので、町村への予算計上動向がどのようになっているのかはつきりわかりません。そこで伺ひます。普通交付税が市全体で使われるものであることは理解していますが、その交付状況によって旧町村の行政サービスへの影響もあると考えることから、今後の交付税の動きがどのようになるのかお示しいただきたいと思ひます。

また、交付税12億円の減額幅は、初年度のことし、平成27年は当初10%、28年度は30%、29年度は50%、30年度は70%、31年度は90%と削減されるよう推計されていましたが、ことしの決算を見ますと、億単位の金額が減額になっていますので、予想どおりにいくかどうかわかりません。財政当局にとっては、非常に頭の痛い問題だと思ひます。これから来年度の予算を組むためには、この変化の度合いを見込額として積算することになると思ひます。あわせて減額されるこの振れ幅は当市では今後どのようになっていくと考えているのかお伺ひいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

脇野沢小学校移転時の父兄からの要望について

のご質問の1点目、児童・生徒の通学時における配慮につきましては、教育委員会からの答弁となります。

ご質問の2点目、国道脇の通学路の安全確保と対策についてお答えいたします。議員のご質問にありました道路は、県道九艘泊脇野沢線かと思われまひます。この道路は、脇野沢地区の中心部と九艘泊方面をつなぐ重要な路線で、通行量も比較的多くなつております。車道部分の幅員が片側3メートルで、両側に幅員2.5メートルの歩道が整備されており、歩道と車道の間は縁石で仕切られ、車の乗り上げが容易にできない構造となっております。

歩道の幅員を見る限りでは、通行中、歩道からはみ出すといったことは考えにくいわけですが、冬場において除雪は実施しているものの、気温が下がると凍結する場合があります。その場合は凍結防止剤を散布して、事故を未然に防ぐ対策をしております。防護柵等があれば、より安全であろうと思われまひますが、この道路は県の管轄でありますので、施設の必要性、緊急性等を加味しながら、県に要望してまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、通学路に潜む危険についての認識はについてであります。県道から通学路へ通じる箇所が急な坂道になっていて、付近に街路灯が設置されていないため暗く、夜間は足元に注意が必要な状況であります。街路灯の設置につきましては、来年度実施いたしますE S C O事業に伴い、本年度市内小・中学校の通学ルート of 調査を実施したところでありまひます。来年度は、既存の街路灯を含め、増設分もL E D化する予定としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、県の管理の部分につきましては、県と協議してまいります。

次に、坂道の件についてであります。この坂

道は県道の整備に伴い、以前より勾配がきつくなったものであります。冬場の凍結路面を考えれば、階段手すりなどの安全対策をとることになると思いますが、車道の通行も考慮していかなければなりませんので、どのような安全対策がとれるのか検討してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、野生動物との遭遇対策についてであります。県道から校舎までの通学路の周辺は、畑や山林が近くにあります。近年は、通学路付近でのサルやカモシカ、熊といった野生動物の活動は影を潜めているようですが、市といたしましては、野生動物出没に関する情報について学校との連携、連絡体制を密にし、さらには防災無線等を活用しての周知など、危険を未然に防ぐ対策を強化してまいります。

P T Aはもとより、学校、地域と連携し、児童・生徒が安心して通学できるよう安全対策に万全を尽くしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政問題についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の脇野沢小学校移転時の父兄からの要望についてのご質問の1点目、児童・生徒の通学時における配慮についてお答えいたします。

現在脇野沢中学校敷地内に建設中の小学校校舎は、平成28年2月末に完成する予定となっており、脇野沢地区の児童は新年度より新しい校舎で学校生活を送ることとなります。これに伴い、小学校児童の通学路は変更となりますが、脇野沢小学校では児童に対し、個別に安全な通学路を示し確認することとしているほか、校舎が完成した後、通学路、通学方法の周知も含め、3月中に新校舎において体験学習会を行う予定としております。

また、市内の小・中学校においては、年度当初に通学路の安全点検を行って危険箇所を把握し、関係機関に改善の要望を行っており、脇野沢地区においては、各学期の初めに小学校と中学校が合同で教員による街頭での登校指導を行っております。一方、新校舎に通学する小学生は、先輩である中学生と一緒に通学することとなり、中学生からの温かい指導も期待できることから、より安全に通学できるのではないかと考えております。

いずれにしても、教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全確保が最優先と考えており、今後とも安全安心に通学できるよう、関係部署と連携しながら、環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 財政問題についてのご質問の1点目、来年度の地方交付税の算定見込みについてお答えいたします。

地方交付税は、全ての地方公共団体が一定の水準の行政サービスを遂行できるよう財源を総合的に調整及び保障する機能として地方財政に重要な役割を果たす制度でありまして、所得税や法人税など国税の一定割合を原資に国から交付されるものであります。

地方交付税は、標準的な財政需要に対応する普通交付税と、災害等の特別な財政需要に対応する特別交付税とに分類されますが、普通交付税は歳入全体のおおむね3割を構成する大きな財源となっており、今後の増減の状況によって市の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなります。

この普通交付税につきましては、合併後10年間において合併市町村に対する合併算定替の特例加算が全額措置されておりましたが、この特例の段階的な削減が開始した今年度につきましては、前年度比較で約9,000万円、0.8%減となる約98億8,000万円の交付見込みとなっており、合併算定



替の減少額約1億2,000万円の影響があらわれた結果となっております。

来年度以降の見込みにつきましては、現段階において、今後の地方交付税に係る国の具体の取り扱いが明らかにされていないことなどから、明確にお答えすることはかなわない状況にあります。しかしながら、これまでに把握している範囲で申し上げますと、平成32年度の合併算定替終了時の削減幅につきましては、平成27年度比較で約8億3,000万円、年平均1億数千万円程度の減少が想定されておりますし、このほかに平成27年度国勢調査に係る人口減の影響も想定されるなど、8月のむつ市財政中期見通しでお示ししているとおり、非常に厳しい状況が続くものと認識しているところであります。

いずれにいたしましても、今後示される国の新年度予算案や関連する情報の収集に努めつつ、財政健全化の基本方針を基軸に据えながら、適切な普通交付税の算定及び予算編成に意を配してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、基準財政需要額について、3点目の基準財政収入額について、5点目の補正係数については関連いたしますので、一括してご質問にお答えいたします。

まず、基準財政需要額についてでございますが、地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために必要とされる普通交付税上の一般財源に係る歳出総額をあらわしているものであり、さまざまな行政項目ごとに各費用の単価に当たる単位費用、人口や面積、施設数やサービス対象者など合理的な算定の支障となる測定単位、自然的、社会的条件の違いを調整する補正係数、これら3つの要素を掛け合わせることで計算されております。

なお、補正係数については、人口の少ない小規模自治体へ配慮するため有利な計算がなされる段階補正や、豪雪、寒冷地域における除排雪経費等

の特殊な財政事情に対応するために加算される寒冷補正などがあり、各地域の実情に合った調整が行われているものであります。

次に、基準財政収入額についてでございますが、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、市民税や固定資産税等の法定普通税を主体としつつ、国・県から配分される地方譲与税や地方消費税交付金等の収入を合わせ、おおむね75%の割合を市の標準的な収入として算定されております。

普通交付税の算定に当たりましては、これら基準財政需要額に対し、基準財政収入額で賄うことのできない財政力の低い自治体が対象となり、その不足する額が国から交付される仕組みとなっているものであります。

ご質問の4点目、本市での財源となる税金の種類についてでございますが、自主財源の根幹をなす市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税及び入湯税の6税目で構成し、平成27年度において約58億5,000万円を見込んでおります。過去5年間の決算額を見ますと、税目ごとに多少の増減はあるものの、全体としては横ばいで推移してきております。

今後の税収見込みについてでございますが、市税の約46%を占める市民税については、人口減少や所得の伸び悩み、約40%を占める固定資産税については地価の下落等により、また市たばこ税、都市計画税及び入湯税についても減収が想定されるなど、市税全体としても年々減少していくものと思われる。

ご質問の6点目、旧市町村の需要額の算定と普通交付税についてでございます。普通交付税の合併算定替は、平成27年度から5年間で段階的に削減されることとされておりますが、この合併算定替は合併後のむつ市を一本算定した額より、旧4市町村が存続したものとして仮定した算定額が上回っていることから、この差額を合併市町村に対し

特例的に加算しているものであります。

この削減割合につきましては、これまでどおり平成27年度1割、平成28年度3割、平成29年度5割、平成30年度7割、平成31年度9割となっておりますし、制度化されているものでありますことから、今後においても変更のないものと考えております。

また、合併算定替の段階的な削減による平成32年度の影響額につきましては、繰り返しになりますが、あくまで現時点で把握している範囲での推計として平成27年度比較で約8億3,000万円の減を想定しております。これを算定替の削減割合で計算のうえ平成27年度と比較しますと、平成28年度は約1億7,000万円の減、平成29年度は約3億6,000万円の減と削減幅が順次拡大していくこととなりますが、このほかに平成27年度国勢調査に係る人口減の影響など、多様な変動要素があることから、そもそも普通交付税の算定内容が毎年見直され流動的でありますことから、引き続き国の動向を注視し、遺漏のないようしっかり対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） ありがとうございます。教育問題については、安全対策に万全を期すという市長のご答弁でございます。それから、学校の完成時期、2月までに完成して、新学期より新入生も通学できるようになるとのことでございます。このエフエムアジュールの放送を聞いている脇野沢の市民の方々は大変喜んでいただいているのではないのでしょうか。とにかく安全優先にして取り組んでいただきたいと思っております。

それで、教育問題についてであります。疑問点について、若干ですが、質問が網羅できない部分はまだありますので、何点か伺いたいと思っております。

まず、児童の引率の協力要請、この付近の、沿線の地区の方々へ引率の協力要請ができないものか。また、PTAとの連携をどのように考えているのか伺いたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

通学路沿いにお住まいの方々へ、児童を引率するための協力要請ができないかとお尋ねでございます。保護者だけでなく地域の方が一体となって子供たちを見守る体制ができれば、より安全に通学できるものと考えております。しかしながら、仕事をお持ちの方もいらっしゃいますので、強制できるものではありませんが、地域の方々が通学の時間帯に子供たちの安全を考えて毎日見守りを続けていただいている地域もありますことから、学校評議員の方々を通じてお願いすることも方法の一つかと考えますので、学校に情報提供してまいりたいと考えております。

PTAとの連携についてですが、脇野沢小学校においては、従来の「PTA」に地域、コミュニティの「C」を加えた「PTCA」として、保護者だけでなく地域の皆様からも小学校に対してさまざまなご協力をいただいております。今後も継続してご協力をいただけるよう願っているところであります。現在の連携体制を継続することにより、脇野沢地区が一体となって子供たちを見守っていくことができるものと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） やはり子供の数がそんなに多いわけではないですので、いろんなところへの協力要請というのが必要だと思います。今教育部長がおっしゃいました情報提供に努めたり、いろんな連携を考えていくということでございますので、了解したいと思っております。

次に、脇野沢の通学路の問題なのですが、学校への誘導標識や道案内などの看板の設置はど

う考えているかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 学校への誘導標識等の設置についてでございますが、現在脇野沢中学校の木柱看板が県道九艘泊脇野沢線と市道瀬野川目2号線の交差点部分に設置されております。新年度からは、小学校も併設されますので、現在中学校の案内看板が設置されている場所に、高さ3.4メートルのアルミ板に「400メートル先 脇野沢小学校、脇野沢中学校」と書かれた看板を本年度中に整備する計画となっております。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） 私がこの看板のことを思いついたのは、昨年川内小・中学校に農道のほうから入るところがなくて要望したことがございました。それを思い出して、この看板を設置できないものかなということで質問しましたが、来年度から設置していただけるということですので、大変ありがたいと思います。

それで、次に現在の小学校の在校生について伺いたいと思います。これがどのくらいか。また、来年度の入学者数はどれくらいと考えているか。入学児童のこれからの見通しがあれば、恐らく教育委員会ではこれを捕捉していると思いますので、できればお伺いしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

現在の脇野沢小学校の児童数ですが、在籍している児童数は30名となっております。また、来年度の入学予定者は今のところない予定ですが、新年度の児童数は22名となる見込みとなっております。その後は、年度により若干の変動はありますが、児童数は20名前後で推移していく見通しとなっております。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） 一番私が心配しているのは、

今教育部長がおっしゃいました来年度の入学者がゼロということですが、それでもその次の年に期待しながら、できればなるだけ教育の未来永劫の存続、それを願いたいと思います。

それで、話がちょっと変わりますけれども、この小学校の移転が終わりますと、現在の校舎は空き校舎になるわけでありまして、ですので、廃校後の空き校舎の利用方法などは教育委員会で考えているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 脇野沢小学校が移転した後の廃校舎の利用方法についてですが、当面の間、書庫や倉庫として利用する予定となっております。グラウンドや校舎前の庭につきましては、11月28日に脇野沢小学校体育館で開催されました「ご近所知恵だし会議」において花やハーブを植えたい、村民体育大会を復活したい、イノシシレースを開催したいなど、多くのアイデアが出されたと同っております。

廃校後のグラウンドや庭につきましては、今までと同様、地域住民の皆様にも有効活用していただきたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） ありがとうございます。

次に、小中一貫校の場合の問題を質問したいと思いますが、2点について一括してお答えいただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

脇野沢の小中一貫校が導入される場合、小・中の連携についてどのように行われるのか。そして次ですが、目指すべき脇野沢小中一貫校の教育指針についてと将来展望について、人口減少でどんどん生徒の数も少なくなっています。生徒の存在するうちは教育が存在するわけですが、小中一貫校になった場合の脇野沢の教育指針と将来展望について伺いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 東議員のご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、これまでも脇野沢小学校と中学校では、むつ市が推進いたします小中一貫教育の4つの共通実践事項であります小学校5年生から中学校1年生までの中期の指導の充実、そして学力向上と不登校減少を目指したアクションプランへの取り組み、それから特別支援教育の連携、そして最後に運動会と体育祭などの学校行事の合同実施など、これらに積極的に取り組んでまいりました。校舎が一体になることで、これらの取り組みが、より円滑に、効果的に行われることが期待されます。

また、先行事例として既に校舎一体型となっている川内小・中学校での実践も参考にしながら、脇野沢小・中学校の教育環境を生かした特色ある小中一貫教育の取り組みを期待しているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在検討いたします次期むつ市教育プランにおいて、これまでと同様にむつ市全体の今後目指すべき小中一貫教育のあり方を明確に示し、脇野沢小学校、脇野沢中学校のみならず、全ての小・中学校で地域に根差した小中一貫教育のさらなる充実が図られるよう支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） 私の質問と再質問で、脇野沢の教育の問題点がクローズアップされたような感じがいたしました。これから脇野沢の教育が未来永劫存続していけるように希望し、教育問題を終わりたいと思います。

次に、財政問題の再質問に移ります。今回は、指定管理者だけでなく多くの手数料や使用料など、また介護保険税を滞納した場合の督促手数料

まで値上げされようとしています。そこで、質問を踏まえ、疑問点を整理して、2点について簡単に伺いたいと思います。

まず1点目は、余りにも唐突な感じのする値上げでございますので、市民は驚くだけでなく、怒りを覚えているのではないのでしょうか。パブリックコメントや公聴会を開いて市民の意見を聞いた説明する場を設け、軟着陸させる必要はないのでしょうか。

2点目ですが、値上げで関係する施設の利用を控える市民が出てきて、需要が冷え込む心配がありますが、この対策を考えているのでしょうか。この2点お願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。本来であれば、恐らく議案審議の中での答弁となるかと思いますが、議長の許可が出ましたので、お答えをさせていただきます。

ちょっと分割して、丁寧にこの問題についてはお答えをさせていただきたいと思いますが、唐突ではないかということ、それから公聴会、パブリックコメントを開くべきではないかということと公聴会について一括してお答えをさせていただきます。

私としては、まずは市の財政の現状、将来の見通し、今後取り組むべき健全化対策につきまして、市民の皆様や議員の各位にご理解いただきたいという思いから、ことし8月にまずはむつ市財政中期見通しを公表するとともに記者発表をいたしております。また、10月号の広報むつにおきましても、平成26年度の一般会計決算状況に関する記事の中で、一般会計決算の単年度収支が赤字となっていること、地方公共団体の主要な財政指標となる実質公債費比率や将来負担比率が全国市町村の中で最下位に近い位置にあることなど、大変厳し

い財政状況にあることをお伝えするとともに、今後使用料及び手数料の引き上げなど財政健全化に向けた取り組みをより一層推進していくことについて掲載しております。

続いて、11月の定例記者会見においても、この見直しについて言及をし、新聞各社にも取り上げていただきました。さらに、12月の定例記者会見におきましても、使用料及び手数料の引き上げについて、より具体的にお知らせしたところであります。また、内部的にはこの4月からということでもありますけれども、ほぼ1年をかけて使用料、手数料の見直しの取り組みについて、副市長をトップとして各部政策推進監で構成する政策調整会議におきまして協議事項として検討し、見直しの方針を定めたものでありまして、施設によっては審議会等の場におきまして、直接市民の皆様や施設の管理者、利用者の皆様にご説明申し上げ、ご意見を頂戴したところでございます。こういった部分が公聴会の開催にかえて行われたというふうにご理解をいただきたいと思っております。

加えて、これらに先立ちまして、職員定数を計画的に削減し、過去3年間で32名の定員減を達成しました。さらに、昨年からは市長給与15%減、副市長以下四役給与10%減、一般職員給与3%減、管理職手当50%減を先行して実施し、今年度は市内の補助金一律10%減を財源対策として実施し、自らの身を切る改革、そして聖域のない財政改革を行うということで、市民の皆様に対し、本対策についてもご理解をいただけるよう努力を重ねてきた所存であります。したがって、これらを踏まえて私としては、市民の皆様にご負担とならないことを念頭に、使用料及び手数料の引き上げについて、一つ一つ慎重かつ丁寧に確認し、今回の上程に至ったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから次に、パブリックコメントをなぜ実施

しないのかということについてでありますけれども、意見公募手続、いわゆるパブリックコメントの対象としない項目については、行政手続法の中で「納付すべき金銭について定める法律の制定」というふうに規定されています。すなわち国において、こういう料金に関するものについてはパブリックコメントの対象にしないというふうにされています。この法律の趣旨にのっとり、本市におきましては、むつ市広報広聴活動規則を定めておりまして、この中で料金、手数料に関するものについてはパブリックコメントの対象から除いているということでございますので、今回の一連の改正事項についてはパブリックコメントの対象としておりません。

なぜこのようになっているかと申し上げますと、地方自治法第74条の第1項で使用料とか手数料に関する条例の制定、改廃、こういったものについては直接請求の対象になっておりません。これはなぜかと申しますと、財政に与える影響について十分な検討がなされないまま負担軽減を求める意見が多数出されることになれば、そしてそれが容易に修正することになると自治体の財政基盤を揺るがすおそれがあるということ、そしてこういったものについては負担軽減への意見が多数を占める可能性が多くて、賛否のみの抽象的な意見表明に終始するということから、パブリックコメントの制度の趣旨からは反するおそれがあるということで対象となっていないということのようであります。

それから、3点目でありますけれども、施設の使用料の引き上げがあれば施設の利用を控える市民が出てきて需要が冷え込むおそれがあるということでもありますけれども、我々といたしましては、今回の値上げがあったとしても、他の自治体に比べて突出して高い料金設定をご提案申し上げているわけではないというふうと考えております。市

といたしましては、各施設のPRやイベント等に工夫を凝らして、今後より一層の利用の促進の拡大を図ってまいりたいと思いますし、またそのことが収入増につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） 私は、この財政問題についても、市民の立場からどのように行政側では考えているのかということを考えまして、こういうふうな質問をいたしました。

これから本市の財政状況は大変苦しい状況ということが大体わかったと思います。市長には、綱渡りのかじ取りで非常に大変だと思いますけれども、沈没しないように、しっかりとしたかじ取りをお願いして一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月11日及び14日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、明12月11日及び14日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月12日及び13日は休日のため休会とし、12月15日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時55分 散会